

※（仮称）小牧市地域協議会に関する条例が制定された場合

## 地域協議会制度方針 修正（案）

	該当箇所		主な見直し内容	修正理由
1	P4	4.地域協議会の単位	▶区境と学区が一致しない地域の考え方を記載	・推進市民会議の意見による修正 ・現状に合わせた修正
2	P6	6.地域協議会の役割	▶「6.～の役割」を「6.～の活動」に修正、市、他の地域協議会、各種団体との合同事業について記載	・条例に基づく修正 ・推進市民会議の意見による修正
3	P7	7.区との関係性	▶「7.区との関係性」を「7.地域協議会・区・市の関係性」に修正、地域協議会事業に対して市から提案や助言等を行うことを追加	・条例に基づく修正
4	—	新規	▶条例に基づく地域協議会の認定について追加	・条例に基づく修正
5	—	新規	▶条例に基づく地域協議会の活動段階の解説を記載	・条例に基づく修正 ・推進市民会議の意見による修正
6	P10	● 交付のルール	▶地域協議会推進市民会議の審査に関する部分の修正	・条例に基づく修正
7	P10	● その他	▶地域助け合い交付金「地域協議会設立準備事業」について記載	・地域助け合い交付金交付要綱等の修正に基づく修正
8	P11	2)市職員(地域パートナー)による支援	▶地域パートナーが設立準備委員会から関われることを追加	・現状に合わせた修正
9	P11	①活動拠点	▶「①活動拠点」に地域協議会倉庫の設置について追加	・現状に合わせた修正
10	P12	9.地域協議会の委員	▶協議会設立時の区との関係性について修正	・推進市民会議の意見による修正 ・現状に合わせた修正
11	P12	10.地域活動ポイント制度	▶「10.地域活動ポイント制度」を「10.こまき支え合いいきいきポイント制度」に修正	・制度開始に伴う修正
12	P13～	新規	▶地域協議会推進市民会議、地域協議会代表者会議の位置づけを記載	・推進市民会議の意見による修正
13	P13	11.地域協議会の規約	▶削除	・認定手続きの中に必要事項を追加
14	P14	13.設立スケジュール	▶フロー図に「認定手続き」を追加、下段のモデル地区に関する記載を削除	・条例に基づく修正
15	適宜	—	▶各種数字等の時点修正、文言などの軽微な修正（「支え合い・助け合い」など）	・現状に合わせた修正